

令和7年度 しずおか 木使い施設 推進事業

静岡県林業振興課



県産木材を建築物に使って 地域の森林を元気にしよう！

「しずおか優良木材等」の

品質の確かな県産材製品を使用して、
県内の店舗や事務所などの**非住宅建築物**
を**新築・増改築、木質化**する**建築主※**に
補助します。

※建築主は、県内・県外、個人・法人を問わない。

<申込期間>

開始：令和7年4月1日（火）

終了：令和8年2月20日（金）（必着）

※予算の範囲内において先着順です

<補助額（1棟あたり）>

改正

区 分	新築・増改築	木質化
しずおか優良木材 等使用量	10m ³ ～	20m ² ～
補助額	15～200万円/棟	7～128万円/棟
（参考）R6補助額	15～150万円/棟	7～100万円/棟

「しずおか優良木材等」とは

＜しずおか優良木材＞

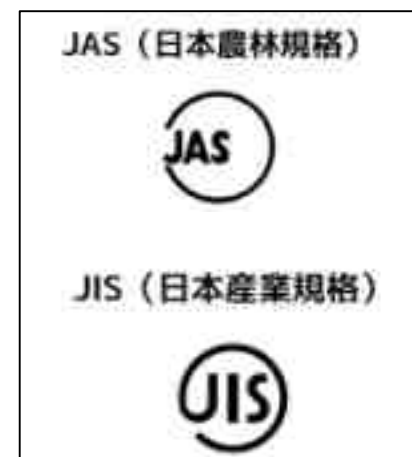
- ・ しずおか優良木材認証審査会
が認定した工場が生産した
品質、含水率、強度等の検査
に合格した認証製品

※認定工場は**23工場**（令和7年3月時点）



＜静岡県産 J A S ・ J I S 製品＞

- ・ 静岡県産材証明制度によって
産地を証明され、かつ、
合法性を証明された木材を
使用した**JAS ・ JIS 製品**



申込条件 <新築・増改築、木質化共通>

- ・ **自ら居住する目的以外**のために**県内**において**木造施設**を**新築・増改築**または施設を**木質化**すること
(国及び地方公共団体の施設を除く)
- ・ 対象施設は建築基準法に定める建築物であること
(店舗などの**兼用住宅は居住部分を対象施設に含む**)
- ・ 設計者・施工者の所在地は**県内・県外を問わない**
(「しずおか木の家推進事業者」の登録をしなくても可)
- ・ アンケートや建築現場見学会開催に協力できること
- ・ 施工者の製品購入先が、**静岡県産材証明制度**によって**産地を証明**でき、かつ、**合法性を証明**できる業者であること



店 舗



事務所



展示場（ギャラリー）



保育園



集合住宅・商業施設

申込条件＜新築・増改築＞

- ・ しずおか優良木材等を **10m³以上**使用すること
- ・ しずおか優良木材等のうち、**森林認証材※**を**20%以上**使用すること

※ 森林認証材：

森林認証を受けた森林から生産され、製材・加工された製品（CoC認証を取得した事業者が、適切に分別管理し、製材・加工したものであること。）

補助内容＜新築・増改築＞

補助額（しずおか優良木材等）	上限額
$15,000\text{円}/\text{m}^3 \times \text{使用量}(\text{m}^3)$	150万円

改正

しずおか優良木材等のうち、
森林認証材を使用した場合に
加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
$5,000\text{円}/\text{m}^3 \times \text{森林認証材使用量}(\text{m}^3)$	50万円

改正のポイント：森林認証材加算

＜森林認証材加算の例＞

- ① しずおか優良木材等50m³のうち、森林認証材を30m³使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 50\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 & + & \text{認証材加算} \\ = 750,000\text{円} & + & 30\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ = \underline{900,000\text{円}} & + & 150,000\text{円} \end{array}$$

- ② しずおか優良木材等120m³のうち、森林認証材を50m³使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 120\text{m}^3 \times 15,000\text{円/m}^3 & + & \text{認証材加算} \\ = 1,500,000\text{円 (上限)} & + & 50\text{m}^3 \times 5,000\text{円/m}^3 \\ = \underline{1,750,000\text{円}} & + & 250,000\text{円} \end{array}$$

申込条件 <木質化>

- ・ しずおか優良木材等を **20m² 以上** 使用すること
- ・ しずおか優良木材等のうち、**森林認証材を20% 以上** 使用すること

木質化とは：

- ・ **既にある建築物の内外装**に木製品を使用する場合
（フローリングを木製品に張り替える場合など）
 - ・ **非木造の建築物を新築**する際に、建築物の**内外装に木製品を使用**する場合
が当てはまります。
- ※ 家具は対象外

補助内容 <木質化>

補助額（しずおか優良木材等）	上限額
$3,500\text{円}/\text{m}^2 \times \text{使用面積}(\text{m}^2)$	100万円

改正

しずおか優良木材等のうち、
森林認証材を使用した場合に
加算

+

補助額（森林認証材加算）	上限額
$1,000\text{円}/\text{m}^2 \times \text{森林認証材使用面積}(\text{m}^2)$	28万円

改正のポイント：森林認証材加算

＜森林認証材加算の例＞

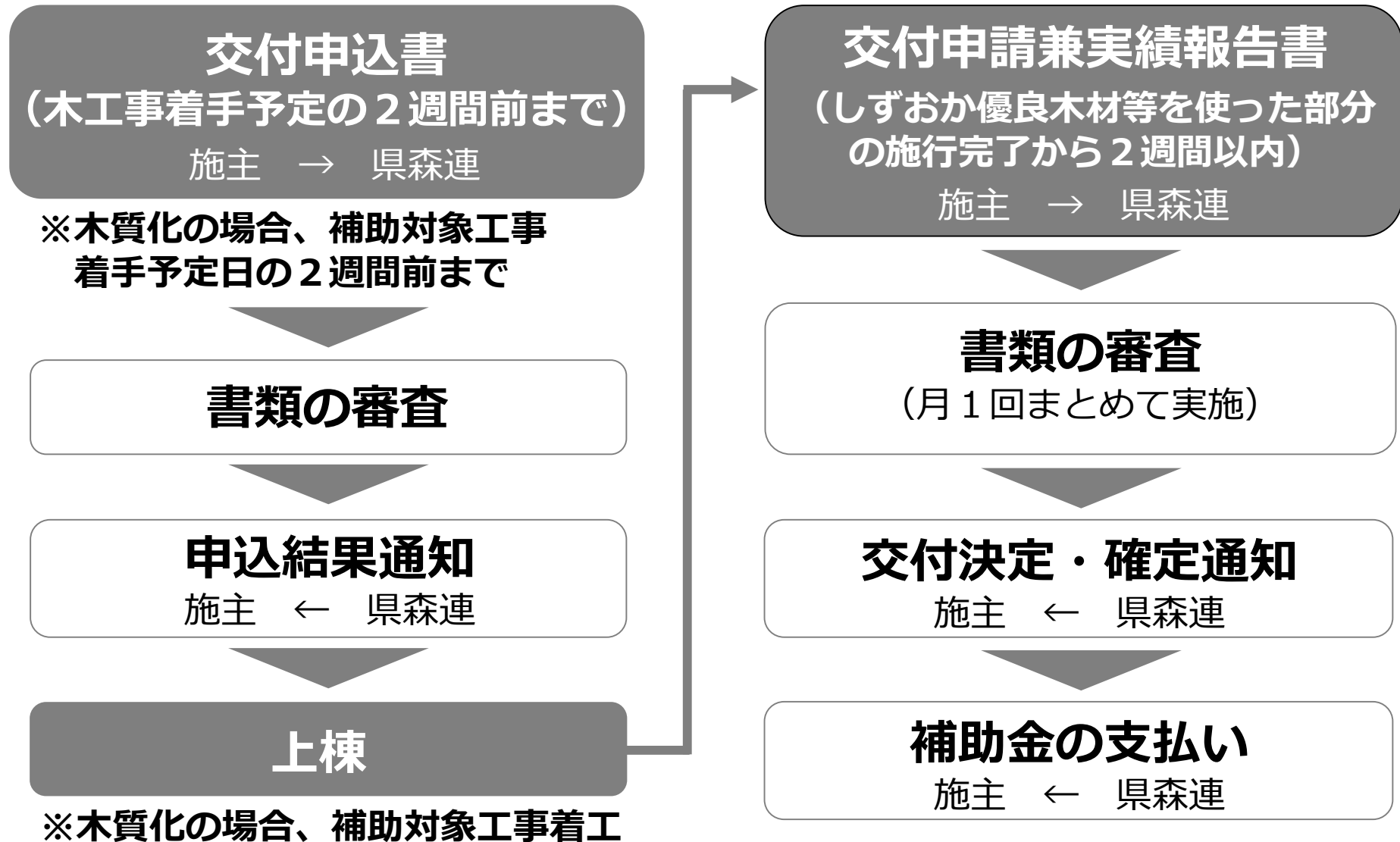
①しずおか優良木材等150m²のうち、森林認証材を50m²使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 150\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 & + & \text{認証材加算} \\ = 525,000\text{円} & + & 50\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ = \underline{575,000\text{円}} & + & 50,000\text{円} \end{array}$$

②しずおか優良木材等300m²のうち、森林認証材を300m²使用した場合

$$\begin{array}{rcl} 300\text{m}^2 \times 3,500\text{円/m}^2 & + & \text{認証材加算} \\ = 1,000,000\text{円（上限）} & + & 300\text{m}^2 \times 1,000\text{円/m}^2 \\ = \underline{1,280,000\text{円}} & + & 280,000\text{円（上限）} \end{array}$$

しずおか木使い施設推進事業の流れ



交付申込書の申請期日

最終受付：令和8年2月20日（金）まで（必着）

＜新築・増改築＞

木工事着手予定日の2週間前まで

＜施設の木質化＞

補助対象工事着手予定日の2週間前まで

※**令和7年4月1日から4月30日まで**に工事着手する場合は、遅くとも、**令和7年4月16日まで**に静岡県森林組合連合会に交付申込書を提出してください。

交付申込時の提出書類

提出書類	新築・増改築	木質化
①補助金交付申込書	○	○
②木びろい表	○	○
③現地案内図	○	○
④平面図	○	○
⑤建築確認済証（写）※	○	
⑥工事請負契約書（写）		○

※都市計画区域外など建築確認申請が必要ない場合は、建築工事届の写しを提出してください。建築基準法第6条2項に該当する場合は不要です。

申請兼実績報告書の報告期日

＜新築・増改築、施設の木質化＞

【基本】

しずおか優良木材等を使った部分の**施工が完了した日から2週間**

【施工の完了が令和7年3月1日以降の場合】
令和8年3月15日

しずおか優良木材等を使った部分の施工が
令和8年3月8日までに完了している必要があります。

提出書類の留意点（補助金交付申込書）

改正

しずおか木使い施設推進事業の補助金を利用したいので、次のとおり提出します。

交付 区分	新築・増改築	交付申請予定額 【d+e】		自動入力	円
(略)					
優良 しずおか 木材等	しずおか優良木材【a】 (小数点以下4桁まで記入)		m ³	県産材JAS・JIS製品【b】 (小数点以下4桁まで記入)	m ³
	合計【a+b】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	m ³	うち森林認証材 (小数点以下4桁まで記入)	m ³
				小数点以下切り捨て 【c】	自動入力 m ³
	森林認証材使用割合 $c/(a+b) \times 100$	※ 20 % 以上であること			自動入力 %
補助 予定額	補助単価 (しずおか優良木材等)	15,000	円	補助予定額【d】 (【a+b】×補助単価)	自動入力 円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000	円	補助予定額【e】 (【c】×補助単価)	自動入力 円

改正のポイント

森林認証材加算額の記入欄を追加

申請兼実績報告時の提出書類

提出書類	新築・増改築	木質化
①補助金交付申請兼実績報告書	○	○
②しずおか優良木材製品等出荷証明書	○	○
③県産材販売管理票（写）	○	○
④森林認証材を証明する書類 （②③による証明可）	○	○
⑤現場写真	○	○
⑥請求書	○	○

提出書類の留意点（補助金交付申請兼実績報告書）

改正

年 月 日付け申込結果番号 号で通知を受けたしずおか木使い施設推進事業の補助金について、次のとおり交付申請兼実績報告します。

交付区分	新築・増改築	交付申請額【d+e】		自動入力	円
(略)					
しずおか優良木材等	しずおか優良木材【a】 (小数点以下4桁まで記入)		m ³	単産材 JAS・JIS 製品【b】 (小数点以下4桁まで記入)	m ³
	うち森林認証材		m ³	うち森林認証材	m ³
	合 計【a + b】 (小数点以下切り捨て)	自動入力	m ³	【a+b】のうち森林認証材【c】 (小数点以下切り捨て)	自動入力 m ³
	森林認証材の利用割合【c/(a+b)×100】 ※ 20%以上であること			自動入力	%
補助予定額	補助単価 (しずおか優良木材等)	15,000	円	補助予定額【d】 (【a+b】×補助単価)	自動入力 円
	補助単価 (森林認証材加算分)	5,000	円	補助予定額【e】 (【c】×補助単価)	自動入力 円

改正のポイント：森林認証加算額の記入欄を追加

他事業との併用

- ・ **市町、団体などの補助事業との併用は制限なし**

※市町・団体側の補助事業において、補助金の併用を制限している場合がありますので、併用を検討している補助事業を所管する市町・団体にも別途お問い合わせください。

- ・ **県の補助事業との併用**

「住んでよし しずおか木の家推進事業」との併用は不可

**静岡県・市町の非住宅補助事業の情報は、
お手元のチラシをご参考ください**

ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度との連携

改正



- ・ 県産材を利用して**炭素貯蔵**に貢献する建築物を認定
(新築増改築：県産材10m³以上使用)
- ・ 申請した建築主（代理申請可）には、**県産ヒノキを使用した認定証**を授与

<改正のポイント> 未定稿

- ・ **木質化への認定**を開始
(県産材20m²以上使用)
- ・ 県産材のうち、**森林認証材**を使用した場合、**認証材の利用量を記載することが可能に**

しずおか木使い施設推進事業を活用した建築物については、申請に必要な資料の提出を省略できます！

ふじのくに炭素貯蔵建築物認定制度との連携（申請方法）

補助金交付申込書

未定稿

年 月 日

静岡県森林組合連合会長 様

しずおか木使い施設推進事業の補助金を利用したいので、次のとおり提出します。

交付 区分	木質化	交付申請予定額 【c+d】	円
----------	-----	------------------	---

(略)

炭素貯蔵建築物認定証(県産材利用量に相当する炭素貯蔵量が記載された木製認定証)の送付	希望する	☒	希望しない	☐
※4月から12月末までに実績報告があったものは当該年度中に、翌年1月から2月22日までに実績報告があったものは、翌年度中に申込者住所宛に郵送します。 ※施設の名称、建築主、設計者、県産材利用量、炭素貯蔵量を静岡県のホームページ等で公表します。				

新築・増改築、木質化ともに、補助金交付申込書の**炭素貯蔵建築物認定証の送付希望確認欄**で「希望する □」をチェックすることで申請できます。

申込・問合せ

○ 静岡県森林組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 県庁西館 9 階
【 TEL 】 054-253-0195
【E-mail】 s-wood@s-kenmori.net

申込等に必要な資料やお知らせは、
ホームページに掲載されています

チェック！



補助事業に関する相談

○ 静岡県林業振興課
【 TEL 】 054-221-2691
【E-mail】 rinshin@pref.shizuoka.lg.jp